知っていますか
ＭＭＲワクチン

ＭＭＲワクチンとは、一回の接種で麻しん(M)・おたふく風邪(M)・風しん(R)の三つの病気を予防できるワクチンのことです。

南国市では、四月より市内医療機関で、麻しん予防接種のとき、希望者にＭＭＲワクチンでの予防接種を実施します。接種料金は一人一回二千五百円です。

（ただし、保護者が生活保護法による被保護者またはそれに準ずる者の場合は無料）

対象者（麻しん予防接種をまだ受けていない、平成元年四月二十六日現在で生後十八ヵ月以上三十六ヵ月未満のお子さん）には四月中旬までに個人通知をお送りします。また、生後三十六ヵ月以上七十二ヵ月未満のお子さんでも、麻しん予防接種をまだ受けていなければ、このＭＭＲワクチンを接種することができます。

詳しくは、**保健課保健係**（☎㊸2111内線141、142、143）までお尋ねください。

【保健課】

今月の納税
軽自動車税
納期限は４月末日です

（納税通知書は領収書兼納税証明書となりますので、納税後は大切に保管し、車検の際に使用してください。）

野鳥の捕獲
飼養について

野鳥を捕るには、県知事の許可が要ります。捕った野鳥を飼うには、市長の許可が必要です。

○捕りたい人は必ず捕獲許可を中央林業事務所で受けてください。

○飼いたい人は必ず飼養許可を南国市産業経済課で受けてください。ただし許可は一世帯一羽だけです。許可期間は一年です。

平成元年四月十六日から新たに飼養が許可された野鳥、若しくは飼養を更新する野鳥には、足輪（リング）を着装するので、産業経済課の窓口に飼養する野鳥を必ず持参してください。

無許可の捕獲、または飼養は法律の定めにより処罰されます。

※詳しくは、**県自然保護課**（☎㉓1111内線2281）、**県中央林業事務所**（☎㉔6202）、**市産業経済課**（☎㊸2111内線234）までお尋ねください。

【産業経済課】

軟式野球チーム
チーム登録を

平成元年度の登録を行ってください。登録は審判講習を受けないと認めません。また年度途中での登録はできません。

◪**審判講習日時・場所**

四月十六日(日)、午前八時三十分受け付け、九時開始、十一時三十分終了。比江グラウンド（雨天の場合は、市民体育館で実施）

◎審判講習時に登録申込書と二千円の登録料を支払ってください。

※詳しくは、市社会福祉センター内（☎㊸4444）**吉本隆**または民生課（☎㊸2111内線132）**門田実**まで。

【南国市野球連盟】

技能検定を受けて
技能士に

◪**実施予定職種**　園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、鉄工、建築板金、工場板金、電気めっき、仕上げ、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、布はく縫製、木型製作、家具製作、建具製作、製版、印刷、石材施工、機械製めん、とび、左官、ブロック建築、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、畳製作、防水施行、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、塗料調色、広告美術仕上げ、写真、産業洗浄、フラワー装飾、紳士服製造

◪**受験申請**　四月三日～十七日

◪**実技試験**　七月上旬～九月上旬

◪**学科試験**　八月二十七日、九月三日、十日

※詳しくは、**県労政訓練課**（☎㉓1111内線2574）若しくは**高知県職業能力開発協会**（高知市布師田三九二二―四　高知地域職業訓練センター内　☎㊻2300）までお尋ねください。

四月一日より
郵便料金が変更

消費税の導入により、郵便料金が四月一日から次のように改定されます。

○手紙・封書・はがきの料金

六十円→六十二円

七十円→七十二円

通常はがき四十円→四十一円

往復はがき八十円→八十二円

○特別な取り扱いをするもの

速達二百円→二百十円

次のものの交換については、新料金との差額のみにて交換いたします。

○三月二十四日から四月三十日までの間交換するもの

四十円切手→四十一円切手

六十円切手→六十二円切手

四十円はがき→四十一円はがき

○四月一日から三十日までの間交換するもの

七十円切手→七十二円切手

八十円はがき→八十二円はがき

※詳しいことは、お近くの郵便局にお問い合わせください。

【南国郵便局】

税務署から○○○
消費税がスタート

今年の四月一日から、新しく消費税がスタートします。

この消費税は、商品やサービスの売り上げにかかる間接税で、税金分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担しますが、納税は製造、卸・小売の各事業者が行うことになっています。

そのため事業者の方には、消費者のしくみはもちろんのこと、納税事務の手続きをいち早く知っていただく必要があります。

税務署では、消費税についてのいろいろな疑問に答えるため事業者の方に対して、説明会を開催したり、詳しいパンフレットを用意していますので、ぜひご利用ください。

◎**消費に広く薄く課税**

消費税は、消費に広く薄く負担を求めており、国内のほとんどすべての取り引きに対して、三％（普通乗用自動車は平成四年三月三十一日まで六％）の税率で課税されます。

ただし、土地や有価証券の売却預金の利子、医療・福祉・教育の一部などには課税されません。また、輸出については免税となっています。

◎**納税義務者は**

消費税を最終的に負担するのは消費者ですが、消費税を実際に納税するのは事業者です。

ただし、個人事業者については前々年、法人については前々事業年度（これを基準期間といいます）の課税売上高が三千万円以下の事業者の方は、納税義務が免除されますので、申告、納税の義務はありません。

なお、このような免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

◎**納付税額の計算**

税額の計算は、課税期間中の売り上げに対する税額から、同じ期間中の仕入れに含まれる税額を差し引くだけです。

仕入れに含まれる税額の方が多ければ還付されます。

なお、中小企業者の方の納税事務負担を軽くするため、課税売上高だけから納付税額を計算できる簡易課税制度が設けられています。

◎**簡易課税制度**

簡易課税制度とは、基準期間の課税売上高が五億円以下の課税事業者について、課税売上高にかかる税額の八十％（卸売業者は九十％）を課税仕入れに含まれる税額と見なすものです。

したがって、簡易課税制度を選択した場合には、課税仕入高の計算を行う必要はなく、課税期間の課税売上高だけを基礎として、左の算式により納付する消費税額を計算することができます。

課税期間の課税売上高
×
0.6%
（卸売業者は0.3%）

(注)卸売業者とは、課税期間の課税売上高に占める卸売業にかかる課税売上高の割合が五十％を超える事業者とされています。

※詳しくは、**南国税務署**（☎㊸3215）までお尋ねください。

●移動図書館カレンダー

日	曜	場所・時間					
5/31	火	札場バス停西側 10:10～11:00	丸十園芸組合前（大浜） 11:10～11:40	十市小学校 12:50～1:20	阿戸公民館 1:40～2:10	(剣)園芸組合前（浜田） 2:30～3:00	
12	水	中沢建材店前（立石） 10:30～11:00	稲生郵便局前 11:10～11:40	小久保公民館 1:40～2:00	かりやストア前 2:10～2:50	稲生小学校 3:00～3:40	
13	木	大湊保育所 9:50～10:20	市農協前浜支所 10:30～11:00	浜窪市営住宅 11:10～11:40	伊都田神社前 2:10～2:40	宝生寺駐車場（里組） 2:50～3:20	大湊小学校 3:30～4:00
14	金	里保育所 9:50～10:20	三和公民館 10:30～11:00	松村鉄工所前（片山） 11:10～11:40	浜改田公民館 3:00～3:30	三和小学校 3:40～4:10	
18	火	都築紡績前 10:00～10:20	物部公民館 10:30～11:00	西川歯科駐車場 11:10～11:40	高知高専宿舎 1:30～2:00	久枝バス停北側 2:10～2:30	日章小学校 2:50～3:30
19	水	岩村保育所 10:10～10:40	喫茶思いつき北側（福船） 10:50～11:10	都築たばこ店北側（上唯内） 11:20～11:40	香南中学校 1:00～1:30	津吉歯科東側 1:40～2:10	
20	木	住吉野公民館 9:50～10:20	吾岡保育所 10:30～11:00	南海学園 11:10～11:30	香長中学校 12:50～1:20	大篠保育所 3:00～3:30	大篠小学校 3:40～4:30
21	金	東部保育所 10:30～11:00	南三畠公民館 11:10～11:40	長岡農協 1:10～2:00	喫茶わらべ駐車場（陣山） 2:40～3:10	長岡ゴルフ練習場前 3:20～3:40	蒲ケ池中学校 4:00～4:30
25	火	後免野田保育所 9:10～9:40	フレンド幼稚園 9:50～10:20	西部保育所 10:30～11:00	土佐清風園 2:50～3:20	後免野田小学校 3:30～4:00	

※市立図書館の開館時間は午前９時から午後５時まで。毎週月曜日の午後及び日曜日、祝祭日、毎月末日は休館です。